

緑化活動に活用しませんか! 「鳥取県みどりの伝道師」派遣事業

鳥取県では、第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催を契機に高まった都市緑化推進の気運をさらに高めるため、各団体等が実施する地域の緑化活動等に対して、緑化の専門知識、経験等に基づく指導、助言等を行う「鳥取県みどりの伝道師」の派遣を開始します。

詳しい内容は次のとおりです。地域の緑化活動に活用してはいかがでしょうか。

1 「鳥取県みどりの伝道師」ってどんな人?

造園緑化や自然環境分野に関する国家資格や民間資格を取得するなど、緑化活動に関する知識や経験を持っている専門家です。例えば、造園技師、樹木医、ナチュララガーデンマイスターなど様々な資格を持つ方々です。

2 どんなときに「鳥取県みどりの伝道師」を呼ぶことができるの?

例えば、地区の花壇のお手入れや、樹木の管理のための講習会などで、次の条件を満たす緑化活動や講習会

に派遣が可能です。なお、派遣回数には1団体あたり年度内に2回までとなります。

- (1) 団体等が鳥取県内において実施する参加者10人以上のもの。
- (2) 本制度の趣旨に沿ったもので、政治、宗教、営利を目的としないもの。

3 「鳥取県みどりの伝道師」を呼ぶにはどうしたらいいの?

伝道師の派遣を希望する場合は、原則として派遣希望日の1カ月前までに所定の様式で、緑豊かな自然課に派遣の申し込みを行ってください。内容を確認し、申込を受けた日から14日以内に伝道師の派遣の可否を通知します。

年間の派遣件数等については予算の上限がありますので、事前に下記との連絡先までお問い合わせください。

4 経費は無料!さらに講習等に必要教材費も県が負担します!

伝道師の派遣経費は無料(県負担)。さらに、講習会等に必要教材費(植物の種や苗、資材、資料など)について1団体当たり1年度内に1回に

限って、受講者一人あたり1千円まで(総額3万円)を県が負担します。

5 伝道師を呼んだ後は報告を

伝道師の派遣を受けて講習会等を実施したあとは、「みどりの伝道師」派遣講習会等実績報告書を、講習会等を実施した日から14日以内に緑豊かな自然課に提出する必要があります。

◆問い合わせ先

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課
(鳥取市東町1丁目220)

☎0857・26・7981
FAX0857・26・7561

※各様式のデータファイルは鳥取県のホームページ(とりネット)からダウンロードできます。

https://www.pref.tottori.lg.jp/286582.htm



職業訓練受講生募集

ハローワークでは、求職者支援訓練の受講生を募集しています。

【訓練課】

- ① ICT・OAビジネス科 (12名)
- ② ファッションデザイン科 (8名)

【訓練期間】

- ① 令和2年3月17日(火) ~ 6月16日(火)
- ② 令和2年3月30日(月) ~ 8月3日(月)

【訓練場所】

- ① インサイト新開教室 (米子市新開)
- ② 米子文化服装専門学校 (米子市錦町)

【応募期限】

- ① 令和2年3月3日(火) 正午
- ② 令和2年3月13日(金) 正午

◆問い合わせ先

ハローワーク米子
☎0859・33・3911

